

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 53 号
2 0 1 4 年 6 月 1 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪交番検査車両所並びに大阪台車検査車両所における
「年休の取り扱い変更」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所と大阪台車検査車両所で、この6月から「年休の承認方法」などその取り扱いに変更があった。しかし現場ではその取り扱いに関して不明瞭な部分が生じており、社員からは不満の声が出ている。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 5月25日の勤務指定時における6月発給の年次有給休暇について、大交両並びに大台両におけるそれまでの「年休承認の取り扱い」が変更された理由を明らかにすること。
2. 年次有給休暇は労働者にとって法に定められた権利であり、その運用や取り扱いに変更が生じた場合は速やかに労働組合に説明するとともに社員に対する説明を誠実に行うこと。
3. 基本協約第58条並びに同2項の現場におけるそれぞれの運用方法を具体的に明らかにすること。
4. 年休の発給にあたっては抽選結果に基づいて発給すること。
5. 今回の年休の取り扱い変更について、これ以上の混乱を防ぐために現場で説明を行い社員の納得が得られるまでの間以前の取り扱いに戻すこと。

以上